



イノシシの侵入防止柵は正しく設置されていますか？

日野郡では10年くらい前から、イノシシ等の農業被害が目立つようになりました。野生動物の侵入を防ぐため、ワイヤーメッシュや電気柵を張ることは、農業のみならず、地域にとっても欠かせません。侵入防止柵の設置にあたっては、マナーを守り、正しい方法で効果的な鳥獣対策を進めることが大切です。



ポイント①

侵入防止柵はきちんと管理されていますか？

侵入防止柵は設置すれば効果を発揮するものではありません。草刈りもされず、壊れたり、倒れたりしたまま放置され、誰が管理しているのかわからない柵も見られます。放置された柵は、不法投棄を助長したり、ゴミや流木と同じように、思わぬ土砂災害・水害を招いたりする可能性があります。



管理されず放置されているワイヤーメッシュ



ポイント②

危険な設置となっていないですか？



ガードレールに巻き付けられた電気柵

電気柵は正しく設置すれば、人に危険を及ぼさないよう安全対策が講じられています。したがって、安全装置を改造したり、ガードレールに柵線を巻き付けるといった行為は大変危険であり、法的にも認められません。設置にあたっては、公共マナーを意識し、定められた使用法のもと、不測のトラブルを防ぎましょう。



「さわるな」「感電注意」など、電気柵に付属の表示を使いましょう。



道路沿いに設置された侵入防止柵



ポイント③

道路などの管理の妨げになっていませんか？

一般の方が利用する道路（町道や県道など）や河川などの敷地に侵入防止柵を設置することは認められていません。道路や河川の管理や点検が行えなかったり、緊急時に立ち入りができなかったりすると、事故や災害時に迅速な対応が行えないなどの支障が生じるからです。道路や河川沿いにおける侵入防止柵の設置にあたっては、事前にご相談ください。

農業者の皆様へのお願い

野生動物の侵入防止対策を安全で効果的に実施していくため、農業者の方々におかれては、一般住民や公共施設の管理者への配慮も念頭においていただき、自治会、生産組織等の中でも今一度、周辺の侵入防止柵が正しい設置となっているか点検を行っていただきますようお願いいたします。また、日野郡では、町や県などが協力して、「日野郡鳥獣被害対策協議会」を設置しています。協議会の実施隊員は町や集落等からの要請を受けて、研修会を開催しますので、侵入防止柵を新たに設置する前には、必ず受講してください。

お問合せや相談等は、最寄りの町役場や日野郡鳥獣被害対策協議会実施隊、日野振興局農業振興室までお願いします。

☎ 日野振興局 農業振興室 電話：0859-72-2005 FAX：0859-72-2011

お詫びと訂正

前号の日野振興センターだより(平成29年12月発行)の7ページに掲載しました農林水産業功労者のお名前に誤りがありました。正しくは、池田尚弘(いけだたかひろ)さんです。ご本人をはじめ、関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。